議事要旨(2)　企業会計基準「持分法に関する会計基準(案)」及び実務対応報告「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い(案)」について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）より、「持分法に関する会計基準(案)」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い(案)」について、本日の審議の後、公表を議決する予定であることが説明された。

引き続き、中根研究員から前回委員会からの修正点について説明がなされた。事務局からの説明の後、質疑応答が行われ、文案に次の修正を行うこととされた。

（実務対応報告案）

・「統一のために必要となる詳細な情報の入手が極めて困難な場合」の例示に関し、現状の文案では、「統一のために必要な情報を入手することが極めて困難と認められる場合にあたるかどうかについては、実質的に判断する必要があることに留意する。」との記載があるが、これが国内関連会社の場合にのみ適用されるように誤読されるおそれがあるため、文意が正確になるように文案を修正することとされた。

・また、上記の「実質的に判断する必要があることに留意する。」という記載について、「何を」実質的に判断する必要があるのか不明瞭であるため、個別事象の合理性などの文言を追加する文案の修正を行うこととされた。

審議の後、採決が行われ、字句等の修正については委員長に一任することを前提として、出席者 13 名全員の賛成により、本会計基準案及び本実務対応報告案の公表が承認された。

以　上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。